

職員の再就職に関する取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、退職管理の適正を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 職員

知事部局の職員（臨時職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）

2 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国及び地方公共団体を除く。）

3 再就職者

職員であった者であって退職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き地方独立行政法人等の地位に就いている者及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）

4 契約等事務

県と営利企業等との間で締結される契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務

第3 再就職者による働きかけの規制

1 再就職者は、職員に対し、契約等事務であって退職前5年間の職務に属するものに関し、退職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 再就職者のうち、本庁局長に在職していた者は、職員に対し、契約等事務であって本庁局長に在職中の職務に属するものに関し、退職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 再就職者は、職員に対し、県と営利企業等との契約であってその締結について自ら決定したもの又は県と当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であって自ら決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 1、2及び3の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

ア 県による指定若しくは登録その他の処分を受けた者が、当該指定等に係るものを遂行するために必要な場合

イ 県から委託を受けた者が、当該委託に係るものを遂行するために必要な場合

ウ 法令の規定又は契約に基づき、権利を行使し又は義務を履行する場合

エ 県の処分により課された義務を履行する場合

オ 行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合

カ 一般競争入札又はせり売りの手続に従い、契約を締結するために必要な場合

キ 公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合

5 知事は、必要に応じ、再就職先となる営利企業等に対して、再就職者に退職後2年間は県への働きかけをさせないよう要請するものとする。

第4 働きかけを受けた職員の届出

- 1 職員は、再就職者から第3の規定により規制されている働きかけを受けたときは、所属長にその旨を届け出なければならない。
- 2 所属長は、1の規定による届出を受けた場合は、幹事課長を経由して、人事課長へ報告しなければならない。

第5 再就職の届出

管理職員(管理職員であった者であって退職の日から起算して2年を経過していないものを含む。)は、営利企業等に再就職しようとする場合、総務局人事課に、あらかじめ再就職届出書(別紙様式)を提出しなければならない。

第6 再就職状況の公表

知事は、第5の規定により再就職届出書の提出を受けた者について、その再就職の状況(その者の氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日)を公表するものとする。

附 則

この指針は、平成20年2月1日から施行し、平成19年度末に退職する職員から適用する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度末に退職した職員に限っては第3第2号中「本庁局長に在職していた者は」とあるのは「本庁部長に在職していた者は」に、「本庁局長に在職中の職務に属するものに関し」とあるのは「本庁部長に在職中の職務に属するものに関し」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

(別紙様式)

再就職に関する届出及び誓約書

平成 年 月 日

広島県知事様

所 属
職・氏名

㊞

私は、次のとおり再就職する予定ですので、「職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき届け出ます。

また、退職後2年間を経過する日までの間は、同要綱に規定する職員に対する働きかけを行わないことを誓約します。

なお、同要綱に基づき、再就職状況を公表することについて同意します。

退職（予定）年月日	
再就職先名称	
再就職先所在地	〒 電話
再就職先役職名	
再就職（予定）年月日	